主

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人難波督の上告趣意第一点について。

しかし、物価統制令三条違反の行為があつた後に、同令に基く統制額指定の告示が廃止されても、旧刑訴三六三条にいわゆる「犯罪後ノ法令二依り刑ノ廃止アリタルトキ」に当らないことは、当裁判所の判例とするところである(昭和二三年(れ)第八〇〇号同二五年一〇月一一日大法廷判決参照)。従つて、原判決には所論の如き違法なく、諭旨は理由がない。

同第二点について。

論旨は量刑不当の主張であるから、上告適法の理由とならない。 よつて、刑訴施行法二条、旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。 右は全裁判官一致の意見である。

検察官 松本武裕関与

昭和二六年三月三〇日

最高裁判所第二小法廷

_	精	山	霜	裁判長裁判官
茂		山	栗	裁判官
重	勝	谷	/]\	裁判官
郎	八	田	藤	裁判官